

海洋環境の維持・保全プロジェクトチーム報告書

1. 背景・目的

平成28年度参与会議意見書(平成29年3月提出)においては、「海洋の持続的開発・利用と環境保全との両立を図っていく上で早急に方向性を定めるべき課題が残されている。一方、国際社会においては、地球温暖化や海洋酸性化への対応、海洋生物多様性の保全と持続的利用、海洋ごみの回収・処理・発生抑制等様々な課題が次々と顕在化し、海洋環境の維持・保全に対する関心は、これまでになく高まっている。」ことなどが指摘されている。そのため、「我が国の海洋環境保全の考え方を国内外へ明示し、国際的な議論形成に貢献していく必要がある。」との認識のもと、次期海洋基本計画における主要テーマの一つとして「海洋環境の維持・保全」を取り上げるべきことが提言された。

その後、平成29年4月に開催された海洋政策本部会合において、主要テーマとして、海洋の安全保障、海洋の産業利用の促進、海洋人材の育成等とともに、海洋環境の維持・保全について取り上げることが了承された。

このため、参与会議の下に組織された基本計画委員会に、参与、有識者及び関係府省庁を構成員とする「海洋環境の維持・保全 PT (プロジェクトチーム)」を設置し、その審議を行うこととした。

本PTにおいては、海洋環境の維持・保全を幅広く捉え、環境基本計画をはじめとする関連施策との整合性を図り、次期海洋基本計画の骨格となる施策に関して基本的な方針を取りまとめ、参与会議・基本計画委員会に対して報告することを目的としている。

具体的には、海洋基本計画の第一部「海洋に関する施策についての基本的な方針」に盛り込むべき内容として、向こう5年間に留まらず中長期的な視点から、海洋環境の保全に関する我が国の基本的な考え方(理念)について整理する。また、海洋環境の主要課題に関する次期海洋基本計画における取組の方向や具体策について取り纏めを行うこととする。

2. 海洋環境の保全に関する基本的な考え方

(海洋の特性を踏まえた海洋環境保全の重要性等)

海洋は、地球上の多様な生物の生息や我々の豊かで潤いのある生活を支えるかけがえないものである。このような恩恵は、複雑かつ多様で、常に変動する海洋環境に支えられている。また、海洋は、気候変動を緩和するという機能がある一方で、気候変動に伴う海水温上昇や海洋酸性化などの影響を受けている。海洋環境は、海洋のみならず陸域における社会経済活動の拡大による影響を受け、沿岸域のみならず日本周辺海域、更には海洋全体にまで様々な影響が及ぶ状況となっている。

現行の海洋基本計画の下では、海洋環境の保全等に関して、生物多様性の確保(戦略的取組、海洋保護区の設定・管理等)、沿岸域の総合的管理(防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸空間の保全、総合的な土砂管理、海洋ごみ対策、閉鎖性海域の管理等)などについて、国内対策のみならず、諸外国とも連携・協力しながら諸課題の解決に取り組んできた。しかしながら、この間も、気候変動に伴う海水温上昇や海洋酸性化、生物の生息に重要な役割を果たしている藻場、アマモ場、干潟、砂浜・砂州・砂堆、サンゴ礁、マングローブなどの喪失、海洋中に漂着・漂流・堆積する海洋ごみなど様々な課題の顕在化を受け、海洋環境への関心が国内外で高まっている。

また、海域は一旦海洋汚染が生じると、汚染範囲の特定や汚染の拡大防止・回復措置を講じることが非常に困難であるという特性を有している。将来世代にわたって海洋からの恩恵を持続的に享受していくためには、我が国はかつて経済発展の過程で海洋汚染を引き起こし、それを乗り越えるための努力を重ねてきた経験を教訓に、海洋汚染の特性等を踏まえ、海洋環境を適切に保全していくことが重要である。

(海洋環境を巡る情勢の変化等)

こうしたなか、現行計画策定後、国際的には海洋環境の諸課題解決に重要な役割を果たすことが期待される大きな動きが見られた。平成 27 年 9 月の国連サミットでは、2030 年を期限とする国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」が採択され、その中で「海洋・海洋資源の保全及び持続可能な利用」に焦点を当てた目標(SDG14)が設定された。そして、SDG14 の実施促進に向け平成 29 年 6 月に開催された持続可能な開発ゴール 14 の実施のためのハイレベル会合(SDG14 実施支援国連会議)では、SDG14 の実施促進に向け、全てのステークホルダー(利害関係者)が取り組む具体的行動を列挙した成果文書が採択されるとともに、各国等による自主的取組が本会議ウェブサイトに登録された旨が発表された。

気候変動については、平成 27 年 12 月、気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、2020 年以降の温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が採択された。また、生物多様性については、平成 22 年 10 月の生物多様性条約締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の一部の目標が SDG14 に盛り込まれた。更に、平成 27 年以降の G7 サミット首脳宣言等において、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の重要性が盛り込まれたほか、海洋酸性化などの海洋環境の急速な変化を把握するための海洋観測の強化に言及している。

こうした国際動向に対し、国内においても様々な対応がなされてきた。生物多様性については、平成 24 年 9 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」に基づく生物多様性に支えられる自然共生社会の実現に向けた取組が展開されている。気候変動については、「気候変動の影響への適応計画(平成 27 年 11 月)」及び「地球温暖化対策計画(平成 28 年 5 月)」が閣議決定されるとともに、平成 28 年 6 月に地球温暖化対策推進法が改正され、気候変動の緩和と気候変動の影響への適応に関する様々な取組が進められている。また、沿岸域の保全に関しては、平成 26 年 6 月の海岸法改正で創設さ

れた海岸協力団体制度の下で、民間を含めた関係者の理解と協働によって、海岸清掃や海浜における動植物の保護などの環境保全活動の推進を図るといった新たな動きも出てきている。

一方で、その分布等の実態把握が十分でなく、生態系への影響が懸念される海洋中のマイクロプラスチック、大規模な白化現象により著しく劣化しているサンゴ礁生態系、北太平洋海域におけるIUU(違法・無報告・無規制)漁業の拡大といった新たな課題も生じている。

(海洋環境の保全に関する基本的な考え方)

<SDGs 等国际的枠組みを活かした海洋環境の保全>

上記のような国内外における諸情勢の変化を踏まえ、人類共通の財産である海洋に関する様々な国際的な枠組みを活かし、諸外国とも連携、協力しながら、海洋環境保全に積極的に取り組んでいくことが重要である。特に、SDG14では、持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用するため、海洋ごみや富栄養化を含む海洋汚染の防止、海洋及び沿岸の生態系の回復、海洋酸性化の影響の最小限化、沿岸域及び海域の保全など幅広い課題について実現年限を含む具体的な目標を掲げており、その目標達成に向けて各国とも連携して適切に対処していく。また、我が国は、その高い科学調査技術等を活かして、海洋調査・観測を継続的かつ的確に実施し、国際的な枠組みの下での観測データ等の共有や人材育成に活かしていくとともに、国際的な議論に積極的に関与しながら海洋調査技術・機器の標準化や環境影響評価手法の基準づくりを進めていく。更に、海洋環境の保全及び持続可能な利用に資する「国家管轄権外区域における海洋生物多様性(BBNJ)」などに関する新たな国際的な枠組みづくりや、既存の枠組みにおける取組の推進にあたって、予防的アプローチの考え方も取り入れつつ、科学的な知見に基づく海洋の持続的な開発・利用と保全を基本とする我が国の考え方が適切に反映されるよう取り組む。

<海洋環境の保全を前提とした海の恵みの持続的な享受>

我が国は海洋との共生を原点とする海洋国家として、海洋環境の保全を前提とした持続的な海洋資源の開発及び利用を推進し、海洋の豊かなめぐみを持続的に享受し、豊かで潤いのある生活を実現していくことが重要である。我が国では、古くから沿岸域において、自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、高い生産性と生物多様性が持続的に維持される海域を形成してきており、こうした海域は「里海」と呼ばれている。沿岸域の海洋環境の保全・再生、自然災害への対策、地域住民の利便性向上等を図る観点から、「里海」など貴重な経験も活かして、関係者の理解と協働の下で陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を展開する。また、閉鎖性海域においては、水質等の保全のみならず、水産資源の持続的な利用等も考慮した豊かな海づくりを推進する。しかしながら、海洋の状態が常に変動し、学術的にも未解明な点が多いということを踏まえ、継続的かつ的確に海洋状況を把握し、その結果を取組の検証やその後の対策の選択や改善に活かすなど、PDCAサイクルを活用した順応的管理を推進する。

＜海洋関連施策の有機的な連携＞

次期海洋基本計画の重要課題の一つとして「海洋の安全保障」が掲げられており、海洋の安全保障小委員会において基本的な考え方が議論された。海洋環境の保全のための国際的な連携や協力の推進、自然災害等にも対応した沿岸域の総合的管理、生物多様性の保全と持続可能な利用のための海域の適切な管理、海洋状況把握(MDA)の海洋環境分野での積極的な活用など、本 PT において議論された海洋環境に関する施策が広い意味で海洋の安全保障に資するものでもある。また、産業 PT では、新たな海洋産業の中でも洋上風力発電の推進や二酸化炭素回収貯留 (CCS) の実現などが気候変動の緩和策として環境保全にも資することを指摘している。こうした各方面の議論と接続して、本 PT では、海藻類、海草類、マングローブなどの光合成により取り込まれ固定された二酸化炭素、即ちブルーカーボンに係る取組が、気候変動の緩和策として将来的な発展が期待されることを指摘している。また、海洋事業関係者のみならず国民一人一人が海洋環境を守ることの大切さや自らの生活や行動の在り方が海洋環境とも密接に関係していることへの認識を深めるための海洋教育が重要であることについて確認された。このように海洋環境に関する施策は、様々な分野とも密接に関連していることに留意し、海洋関連施策を有機的に連携して展開していくことが求められる。

3. 海洋環境の主要課題に関する今後 5 年間の取組の在り方（講ずべき施策の方向・具体策）

① 国際的な枠組みの下での海洋環境の保全の推進

(ア) 海洋保護区の設定及び管理の充実（生物多様性の確保）

海洋の生態系サービスを持続可能な形で利用していくためには、海洋の生物多様性を適切に保全していくことにより、海洋の生態系の健全な構造と機能を支えていく必要がある。我が国は、古来より漁業者自身による自主的な禁漁区・禁漁期間の設定や藻場・干潟の保全等を通じて、持続的に漁業資源を利用するための取組を長きにわたり行ってきており、その結果として生物の多様性も保全されてきた貴重な経験を有しているが、一方で陸域からの環境汚染や開発の影響で危機的な状況にも直面してきた。海洋の生物生態系の保全を図っていくためには、相対的に重要度の高い場所を抽出して施策を重点的に展開することや、「里海」をめざした各地のさまざまな経験をも生かし、既存の社会経済活動や様々な計画・制度との整合を図りつつ、海洋保護区の設定拡大や管理の充実を図っていくことが重要である。

愛知目標及び SDG14 においては、2020 年までに領海及び排他的経済水域の少なくとも 10%を保全するとの目標が採択され、「生物多様性国家戦略 2012-2020」及び現行の海洋基本計画において、同様の目標を記載した。

海洋保護区の設定を進めるため、我が国管轄権内水域から「生物多様性の観点から重

要度の高い海域」を 321 海域抽出し、平成 28 年 4 月に公表した。しかしながら、現行の海洋基本計画が策定されて以降、海洋保護区の設定面積は微々たる増加にとどまっております。平成 29 年 3 月末現在、管轄権内水域に占める海洋保護区の割合は 8.3%であり、また管理の質的な充実も今後の課題として残されている。

以上を踏まえて、次期海洋基本計画においては、次のような取組の方向や具体策を盛り込む必要がある。

- ・ 抽出された重要海域を踏まえ、海域の生態系の特性や社会的経済的文化的要因を考慮し、また、気候変動の影響への適応策としての重要性も念頭に置き、関係省庁が連携し、平成 32 年度までに管轄権内水域の 10%を適切に保全・管理することを目的として、海洋保護区の設定を進める。
- ・ これまで設定が進んでいない沖合域について、今後の海洋産業の開発・利用という面も考慮しつつ、具体的な設定のあり方について検討を行い、その結果を 10%の目標達成に活かして、海洋保護区の設定に関係省庁が連携して取り組む。
- ・ 次期海洋基本計画においては、海洋保護区の設定推進とともに、管理の質的な充実に重点を置いて取り組むこととし、管理の実効性や効果に関する検証を踏まえた順応的管理を推進する。
- ・ 海洋保護区は漁業資源の持続的利用に資する管理措置の一つであり、漁業者の自主的な共同管理によって、生物多様性を保存しながら、資源を持続的に利用していくような海域も効果的な保護区となりうるという基本認識の下、漁業者等への海洋保護区の必要性の浸透を図りつつ、海洋保護区の適切な設定と管理の充実を推進する。

なお、本 PT において、次の諸点について引き続き関係省庁において検討していくことを求める意見があった。

- ・ 長期的な視点から我が国管轄権内水域の基礎的なデータの収集等のあり方について検討すること
- ・ 管理の質的な充実の内容として、藻場・干潟の保全、海洋ごみの回収、自然景観や生態系の保全・再生等、保護区の指定目的に応じた取組を進めること。

(イ) 国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用

平成 27 年 6 月の国連総会会議において、国家管轄権外区域における海洋生物多様性 (BBNJ) の保全と持続可能な利用に関する新たな国際約束を作成することが決定され、平成 28 年 3 月以降、新協定作成に向けた準備委員会会合が開催されてきた。本年 7 月の第 4 回準備委員会会合において、準備委員会の勧告が採択され、同勧告を含む報告書が本年末までに国連総会に提出される。これを踏まえ、平成 30 年 9 月までに新協定の作成に関する政府間会議の開催時期等が決定される予定である。

準備委員会会合には、多くの国々に加え、国際機関及び NGO が参加し、活発な議論が行われたが、主要論点となった 4 分野 (①海洋遺伝資源 (MGR)、②区域型管理ツール (ABMT)、③環境影響評価 (EIA)、④能力構築・海洋技術移転 (CB/TMT)) のいずれ

においても結論を出すことなく、今後の検討に委ねるとの記述にとどまっている。

こうしたなか、平成 28 年 10 月に南極のロス海に、世界最大の海洋保護区が関係国の合意のもと設定されたが、生物多様性の保全とともに、海洋資源を持続的に利用していくという観点を入れて設定が行われた。

また、公海域等において IUU 漁業の拡大が指摘されており、国際的な漁業管理機関等による対策が求められている。

以上を踏まえて、次期海洋基本計画においては、次のような取組の方向や具体策を盛り込む必要がある。

- ・ 海洋保護区の適切な指定・運用、海洋資源開発・利用における的確な環境影響評価などは、BBNJの保全と持続可能な利用の双方にとって有益な役割を果たし得るとい
う認識の下、新協定の作成に係る政府間会議等の議論に積極的に参加する。
- ・ 公海域等における高度回遊性魚類等の資源管理の効果を損なう IUU 漁業に対して、地
域漁業管理機関における対策強化等を主導する。

(ウ)脆弱な生態系の保全への対応

愛知目標においては、サンゴ礁をはじめとする気候変動に伴う海洋酸性化等の影響を受ける脆弱な生態系への人為的圧力を制御し、健全性を維持することが掲げられており、SDG14 においても同様の目標が掲げられている。しかしながら、地球規模生物多様性概況第 4 版（2014 年）においては、脆弱な生態系への人為的圧力は増大しており、目標から遠ざかっていると評価されている。

特に、平成 28 年度には、世界規模でサンゴの白化現象が起り、例えば我が国最大のサンゴ礁域である石西礁湖（沖縄県）においては、サンゴ群体の 9 割以上が白化し、7 割が死滅するなど、脆弱な海洋生態系の状態悪化が顕在化し、その保全と再生は喫緊の課題となっている。このため、本年 4 月には、サンゴ大規模白化緊急対策会議において「サンゴ大規模白化現象に関する緊急宣言」に基づく緊急対策を関係者が連携して推進することとなった。

一方、藻場、アマモ場、干潟、砂浜・砂州・砂堆、マングローブなども、多くの希少生物が生息し、多様な生物の産卵や育成の場となるなど、生物多様性の確保や水産資源の維持培養にとって貴重な場となっている。しかしながら、経済成長期を通じた沿岸域の開発、更には近年の高い海水温の影響等で、こうした貴重な場の多くが失われてきており、その保全や再生も重要な課題となっている。

以上を踏まえて、次期海洋基本計画においては、次のような取組の方向や具体策を盛り込む必要がある。

- ・ サンゴ礁、藻場、アマモ場、干潟、砂浜・砂州・砂堆、マングローブなどの生態系は、
気候変動に伴う海水温上昇や海洋酸性化などの影響を受けて、脆弱性が高い生態系で
あり、深刻な状況にあることを踏まえ、パリ協定の目標達成に向けた気候変動の緩和
の取組を一層推進する。

- ・ サンゴ礁においては、「サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020」「サンゴ大規模白化現象に関する緊急宣言」に基づき、サンゴ礁生態系の回復のための人為的圧力の低減をはじめとした適応策の実施に取り組むとともに、その劣化の状況を把握するためのモニタリングを推進し、その成果を適応策に活かしていく。
- ・ 藻場、アマモ場、干潟、砂浜・砂州・砂堆、マングローブなどは、生物多様性の確保や水産資源の増殖にとって重要な場となっており、そうした場の衰退要因を的確に把握しつつ、その保全や再生へ積極的に取り組む。
- ・ 種の保存のための基礎的な資料であるレッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）の改訂に向けて、関係省庁が連携し、レッドリストの統合や対象種の拡充を検討しつつ、作業に着手する。

(エ)地球温暖化・海洋酸性化への対応

地球温暖化は、全世界が協力して対応していくべき地球規模の課題の一つであり、平成 27 年 12 月の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された「パリ協定」においては、世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑える世界共通の目標が設定され、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることが盛り込まれた。

海洋酸性化は、もう一つの二酸化炭素問題として、地球温暖化に加えて世界規模の環境負荷要因とされている課題であり、SDG14においても「あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する」とされている。

このような背景の下、我が国においては、太陽光発電や風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入、海運分野や水産分野における二酸化炭素の排出削減等も進められている。

しかしながら、気候変動に伴う海水温上昇や海洋酸性化が、海洋環境や生物多様性等に対して及ぼす影響については、科学的な知見の集積は十分とは言えず、限られたデータに基づく分析も不確実性が未だ大きいのが実情である。

以上を踏まえて、次期海洋基本計画においては、次のような取組の方向や具体策を盛り込む必要がある。

- ・ 海水温上昇や海洋酸性化など気候変動に伴う海洋環境や海洋生態系に対する影響を的確に把握するため、海洋における観測・監視を継続的に実施するとともに、気候変動及びその影響の予測・評価に関する取組を強化しつつ適応策の検討を進める。
- ・ 海洋観測データの充実、更なる精緻化を目指すとともに、効率的な海洋観測の実現のため、観測の自動化技術の開発向上に取り組むとともに、その国際標準化に取り組む。
- ・ 気候変動及びその影響に関する新たな知見の蓄積に努め、平成 32 年を目処とする第 2 次気候変動影響評価において、その知見を反映する。
- ・ 海洋における気候変動及びその影響についての情報を含め、様々な気候リスク情報を集約し、各主体の適応の取組を支える情報基盤である「気候変動適応情報プラットフォーム

ーム」を充実させる。

- ・ 国際的な枠組みの下で実施される観測データ等の共有に参画・貢献するとともに、科学研究の支援や人材育成も積極的に推進し、科学的根拠に基づいた国際的な合意形成に貢献していく。
- ・ 温暖化効果ガスや大気汚染物質の排出抑制による環境負荷の低減への取組として、船舶の省エネ技術の実証や IoT の活用による運航の効率化、港湾における省エネ化の推進、港湾区域における二酸化炭素吸収源拡大対策、LNG 燃料船の普及や LNG バンカリング拠点の形成等に取り組んでいく。
- ・ 気候変動の緩和策として将来的な発展が期待される海洋におけるブルーカーボンに係る取組の普及拡大を推進する。
- ・ 温室効果ガス（二酸化炭素）等の排出増大による気候変動が、海水温上昇や海洋酸性化といった海洋環境問題を引き起こしていくということについて、広く国民の理解を得ていく努力を行う。

(オ)海洋ごみへの対応

海洋ごみには、海岸などにある漂着ごみ、海面に浮遊する漂流ごみ、海底に堆積する海底ごみがある。漂着ごみは、海岸の景観を損ねるだけでなく、海岸機能の低下等をもたらす。漂流ごみとともに航行障害などをもたらす。漂流ごみや海底ごみは漁業操業に支障を及ぼす。海底ごみは、深海域も含めてその存在が確認されているが、その回収自体が非常に困難になるという側面がある。また、海洋ごみは誤飲・誤食などによる海洋生物への危害など生態系への影響や漁業生産への悪影響等、様々な影響・被害をもたらす。さらに、近年では新たに、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されている。海洋ごみの対策を進めるにあたっては、上述した各種類の特性を踏まえつつ、調査を進めるとともに予防的見地に立って対処することが重要である。

国際的には、平成 27 年 6 月にドイツにて開催された G 7 エルマウサミットの首脳宣言において、海洋ごみが世界的な問題であることが認識されるとともに、海洋ごみ問題に対処するための G 7 行動計画が策定された。その後も、平成 28 年 5 月の G 7 伊勢志摩サミット等においてマイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の重要性等が確認されるとともに、G 20 の枠組みでも本年 7 月の G 20 ハンブルクサミットにおいて海洋ごみが初めて取り上げられるなど、国際的な関心が高まっている。また、アジア地域でも、日中韓三カ国環境大臣会合 (TEMM) 等において、海洋ごみの対策の必要性等が確認されている。

我が国では、平成 21 年に制定された海岸漂着物処理推進法に基づき、回収・処理や発生抑制など各種対策が行われてきているが、海洋ごみの削減のためには発生抑制対策の更なる促進が必要である。また、日本周辺海域では海洋ごみ調査が継続して実施されているが、マイクロプラスチックを含めた海洋ごみの詳細な実態や生態系への影響に関するデータや知見は十分ではなく、海洋ごみの計測方法の高度化・効率化も課題となっ

ている。

以上を踏まえて、次期海洋基本計画においては、次のような取組の方向や具体策を盛り込む必要がある。

- ・ 海洋ごみについて、実態把握、回収処理・発生抑制対策、国際連携を総合的に推進していく。
- ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみの分布状況や有害物質の吸着状況、海洋生物や生態系への影響等の調査を継続的に実施するとともに、モニタリング方法の高度化等の調査研究を推進する。
- ・ 海洋ごみの削減に向け、地域の実情に応じた海洋ごみの回収・処理に加え、陸域等から流入するごみの発生抑制の更なる推進のため、使い捨てプラスチック容器包装等のリデュースやリサイクル、不法投棄の防止等について、教育やライフスタイルの観点も念頭に置きつつ、普及啓発を含めて総合的に対策を講じる。
- ・ G7での取組等を踏まえ、マイクロプラスチックに関するモニタリング手法の国際的な調和の推進などを通じて、地球規模での分布状況の解明に貢献する。また、海洋ごみに関する調査研究や人材育成などに関する国際協力を通じて、特にアジア地域における海洋ごみの実態把握や排出削減に貢献する。

なお、海底ごみについて、回収が困難になるという特性を踏まえつつ、それぞれの目的及び体制等を考慮しつつ、総合的で継続的な回収・発生抑制方策について、引き続き関係省庁において検討していくことを求める意見があった。

- ② 沿岸域の総合的管理の推進を通じた環境の保全、適切な防災対策及び海洋利用の推進
- 沿岸の海域は、藻場、アマモ場、干潟、砂浜・砂州・砂堆、サンゴ礁、マングローブなどを擁し、多くの海洋生物の生息・育成する場となっていることのみならず、海水の浄化機能など、膨大な価値を産出する区域である。一方、沿岸の陸域は、自然災害の被害を受けやすいものの、水産業や海運の利便性、温暖湿潤といった海洋がもたらす穏やかな気候などから、古来より人口が集中して数多くの社会経済活動の拠点が形成されてきた。

海岸線を挟んで海域と陸域へ広がる沿岸域は、人々の多様な社会経済活動による影響に加えて、河川や地下水の流入、波浪や海流などの海水の運動をはじめとして、陸域と海域が絶えず相互に影響を及ぼし合うことにより、多様で複雑な自然環境を形成している。

また、森林と海とは大気循環さらには河川や地下水脈でもつながっており、土砂の移動により干潟・砂浜などが形成される中、森林から供給される栄養塩類は、川や海の魚を始めとする生物を育み、豊かな海を作っている。

このような沿岸域の持続的な利用にあたっては、利用を制限するのみではなく、環境に配慮した利用方法や環境を保全・再生していくための取組等を展開するとともに、平時から、海岸侵食の実態や、将来想定される地震・津波、高潮被害等を踏まえ、環境や

利用にも配慮した防災・減災計画を準備し海岸保全を実施するなど、環境の保全・適切な防災対策・様々な利用のバランスを図りつつ、海域と陸域を一体的に捉えた総合的な管理に取り組んでいくことが重要である。

こうした取組を推進していくため、沿岸域で様々な環境保全活動を展開する地域の住民や民間団体、行政機関等をはじめとする広範な利害関係者、及びそれらで構成する沿岸域総合管理に係る協議会組織が極めて重要な役割を果たしている。これまでも関係省庁は、沿岸域において環境保全、産業振興、防災・減災などを目的として様々な施策を講じてきており、こうした関係省庁の施策を的確に活用し、また、流入する河川等陸域をも巻き込んで、協議会活動が行われている地域（県や市町村）も各地で出てきている。今後は、こうした協議会活動について、更なる普及拡大を図るとともに、これまでの活動の継続性を確保し、更なる活性化を図っていくことが重要である。

一方、瀬戸内海をはじめとする閉鎖性海域においては、一定の水質改善がみられるものの、一部の水域では赤潮や貧酸素水塊といった問題が依然として発生している。また、栄養塩の不足により養殖ノリの色落ち被害が繰り返し発生するなど基礎生産力や漁業・養殖業生産への影響について漁業者や消費者の懸念が強まっている。一方で、漁業生産等に影響を与える要因として、栄養塩類のほか海水温上昇や生物生息場の変化等を指摘するなど様々な意見がある。このため、科学的な知見を踏まえた「きれいで豊かな海」の確保に向けた検討・取組を進めていくことが求められている。

また、海洋の生物生産性はもとより、ブルーカーボンに係る取組の推進や生物多様性の確保を図る上で、沿岸海域の藻場、アマモ場、干潟、砂浜・砂州・砂堆、サンゴ礁、マングローブなどの重要性が指摘されており、それらの保全や再生に向けた取組の重点的な推進が求められている。

さらに、十分な知見が得られていない事案に対しては順応的管理をとることや、特定種を対象とした個体群生態学的手法の限界を踏まえて生態系や複数種を対象とする群集生態学的手法によるエコシステムマネジメントが重要である。

以上を踏まえて、次期海洋基本計画においては、次のような取組の方向や具体策を盛り込む必要がある。

- ・ 沿岸域の総合的管理にあたっては、森里川海のつながり、流域全体の水循環や生態系管理を意識し、問題解決に必要な一定の広がりにおいて、人が関与して海を保全・管理して環境の保全を図る。その際に、より良い海をつくって豊かな恵みを得るというような「里海」づくりの考え方を積極的に取り入れて取組を進める。
- ・ 沿岸域の総合的管理に係る施策の実施にあたり、このような取組に係る協議会活動の普及拡大等に向けて、関係省庁が連携して、自治体や協議会組織に対する支援の在り方について検討を行い、具体化を図る。
- ・ 陸域から海域への土砂供給の減少や沿岸構造物による沿岸漂砂の流れの変化等による国土の減少や自然環境への影響を軽減するため、関係機関が連携して、砂防施設による流出土砂の調整、ダムにおける堆砂対策やダム下流への土砂還元、侵食海岸におけるサンドバイパスや養浜の実施など、総合的な土砂管理に取り組むとともに、土砂移

動の実態把握や予測手法の向上に係る研究開発に取り組む。

- ・ 海岸域において、全国共通する海岸保全基本方針と全国を71の沿岸域に分割し、それぞれに地域の意見を反映した海岸保全基本計画をもとに、災害からの防護に加え、海岸協力団体制度の活用等を通じ、地域住民による利用の促進や環境の維持に係る取組等が調和するよう海岸空間の保全を行う。これらの取組を通じて沿岸域全体の総合的管理を推進する。
- ・ 新技術を活用した海岸保全施設の点検・モニタリング手法等の開発やその普及に取り組み、適時・的確なモニタリングを通じた順応的な海岸侵食対策等の海岸整備を推進することで良好な海岸環境の保全・創出に努める。
- ・ 海岸林、湿地、サンゴ礁などが有する非常時における防災・減災の機能及び平時における生態系保全等の機能を評価し、各地域の特性に応じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。
- ・ 閉鎖性海域では、環境負荷の適正管理や保全・再生に向け、全国海の再生プロジェクトや海洋環境整備事業などの諸施策を展開する。また、きれいで豊かな海の実現に向けて、水質、海水温上昇、生物生息場の変化等と水産資源や環境価値の関係性についての調査及び研究に努めるとともに、科学的な知見を踏まえて対策の在り方について検討し、地域における多様な主体が海の将来像を議論し、連携・協働した計画的・総合的な取組を推進する。

なお、以下の諸点について引き続き関係省庁において検討していくことを求める意見があった。

- ・ 協議会組織による活動は、幅広い利害関係者の相互理解を図りつつ、協働した取組を積み重ねる必要がある。例えば、目標値の設定等を通じてPDCAサイクルによる進捗管理ができるような仕組みについて検討を進めるとともに、取組の成果や課題について分析し、更なる展開に活かすよう、関係省庁が連携して取り組むこと
- ・ 「海洋再生エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」を参考に、総合海洋政策推進事務局が基本方針を定め、沿岸域ごとに自治体が主導して、関係者間で建設的な意見交換や活動ができる協議会組織の設置を誘導する方式の導入を検討すること。
- ・ 健全な水循環の維持又は回復を目的として地域で策定される流域水循環計画と沿岸域の総合的管理が必要なところについて、連携に向けた情報収集を行うこと。
- ・ 自然科学的活動のみならず、地域の文化や伝統を活かした人の交流、商品の流通等人文科学的アプローチにより、環境保全活動への理解や参画を促していく取組の推進方策についても具体化すること
- ・ 地域主体の取組を推進するためには、これを支える地域の研究者・研究機関の役割が不可欠であることから、これらの養成・再生を推進すること

③ 海洋の開発・利用と環境の保全との調和

自然環境下における開発・利用行為は、自然環境に何らかの影響を及ぼす恐れがあるものであり、現行の海洋基本計画においては、「海洋の開発・利用と環境保全との調和を図るため、開発・利用と環境保全が二律背反であるかのような考え方を払しょくし、環境に配慮した開発技術の確立に取り組む」と記載されている。

海洋の開発・利用、特に、洋上風力発電やCCSなどは、再生エネルギーの導入促進や温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡など地球温暖化対策への貢献という側面もある。これらの事業化にあたっては、環境影響評価の新しい課題として科学的知見に基づいた適切な手法の具体化が求められている。

洋上風力発電について環境保全と再生可能エネルギー導入促進の観点から、保全するエリア、再生可能エネルギーの導入を促進するエリア等の設定を行う取組(ゾーニング)の手法が検討されている。なお、諸外国では、総合的な海域管理と多様な資源の持続的可能な利用を目的として管理利用計画である「海洋空間計画(MSP)」が導入されている。

これまでの海洋の開発・利用は、領海内の沿岸域(例えば陸上から目視が可能な範囲程度)に限られており、環境影響評価の事例についても、水深が比較的浅い沿岸域のみとなっている。一方で我が国では、熱水鉱床等の商業化に向けた研究開発が進められており、今後の開発・利用区域は、より沖合域や深海底へ拡大していくことが想定されるため、こうした海域における環境への影響を調査し評価することも重要となっている。

海運・造船国家である我が国が、船舶からの海洋汚染物質や大気汚染物質の排出防止を主導するとともに、国際的な課題である船舶の解体・再生利用(シップリサイクル)における環境保全等にも率先して取り組む必要がある。

海洋汚染等の海洋利用に伴う様々な問題に関しては、国際的枠組みの下でより効果的にその防止に取り組むことが必要である。

以上を踏まえて、次期海洋基本計画においては、次のような取組の方向や具体策を盛り込む必要がある。

- 洋上風力発電、CCS、海洋資源開発など海洋の開発・利用においては、環境保全と開発・利用を両立させるために環境への影響の評価を行うことが重要である。
- 今後の沖合域や深海域における海洋の開発・利用に関して、国内外での取組状況や国際的な議論も考慮しつつ、環境への影響を評価する上で必要となるデータを収集するとともに、事業開始後の事後調査を含めて、環境への影響の評価のあり方に関する検討を行う。
- 洋上風力発電については、導入と環境の保全との両立の観点から、ゾーニング手法の検討結果も踏まえ、今後の導入促進のあり方を検討する。
- 環境への影響を評価するための生物化学的データ観測を強化するためのプラットフォームの構築や観測用センサー開発に取り組むとともに、環境影響の評価のあり方に関する検討及びその成果を踏まえ、関係機関との協力の下で国際的なルールづくりに貢献する。
- 船舶からの海洋汚染物質や大気汚染物質の排出防止や船舶の解体・再生利用(シップ

リサイクル)に伴う海洋汚染に適切に対処するため、国際条約や基準づくりを主導し、早期発効に向けた環境整備を図るとともに、発効後の適切な執行を確保する。

- ・ 海洋環境保全に係る地域的な取組に適切に対応し、海洋汚染等に関して関係国との情報共有や国際連携を推進する。

④ 海洋環境を的確に保全するための基盤となるモニタリング・調査研究

海洋環境の適切な保全を図っていくためには、海洋の状態やその変化を適切に把握・評価していく必要があるが、時間的・空間的に絶えず変化を続ける海洋は、陸上に比べて情報の質も量も限られているため、生じている事象の原因はもとより、事象そのものの全体像を把握し切れていないなど、未知な分野が極めて多い。

海洋において、精度の高いモニタリングを長期的かつ広域に展開していく必要があるが、モニタリングの技術開発や実施体制の整備、そのための基盤的な調査・研究は、経済的利益に直結する成果を得にくいことから、国内における理解は必ずしも浸透しておらず、リソースは減少傾向にある。

また、海洋観測によって得られた成果は、海洋環境の保全を推進する上でも大きな資産であり、その有効活用を図っていくことが必要である。

以上を踏まえて、次期海洋基本計画においては、次のような取組の方向(考え方)や具体策を盛り込む必要がある。

- ・ 海洋のモニタリングについては、リアルタイム性のみならず、長期的な観測を積み重ねるとともに、人工衛星や観測ブイ等を用いた高度な観測技術を最大限活用し海洋を総合的に観測することが重要であり、海洋観測を行う調査船の運航日数の確保、効率的な観測に資する観測の自動化技術の向上等に取り組む。
- ・ 海洋の酸性化、貧酸素化、多様性の喪失、海洋生態系の劣化など、人類の諸活動による影響を受ける生態系の脆弱性に関する知見を得るために、これまでの物理分野に加え、現在時空間的に疎らである生物地球科学分野や生物分野のデータを、より深海域まで精度よく観測するため、漂流フロート、係留系及び船舶による観測を組み合わせた統合的観測網の構築を目指す。
- ・ 海洋モニタリングや海洋観測によって得られる海洋情報は、関係機関で情報共有することにより統合的に活用することが重要である。このため、関係機関は、海洋状況把握(MDA)の能力強化のため整備、運用する「海洋状況表示システム」に対して、必要なデータ・情報の加工・管理等を行ったうえで情報提供を行うとともに、同システムを沿岸域から全球的な海洋環境の幅広い課題の解決を目指して有効に活用する。

なお、以下の諸点について引き続き関係省庁において検討していくことを求める意見があった。

- ・ 海洋環境関連施策が海洋環境の保全に具体的に果たしている役割や、その定量化に関する調査研究を進めること
- ・ 長期的な視点から我が国管轄権内水域の基礎的データの収集等の在り方について検

討すること

- ・ 陸域における諸活動等が陸水や地下水の流入を通じて沿岸域の海洋環境に与える影響等に関して調査研究を進めること

⑤ 海洋環境の保全の重要性に対する国民的理解の醸成

四周を海に囲まれた我が国の国民は、その社会経済活動を通じて海洋環境に影響を及ぼすと同時に、海洋環境の変化によって様々な影響を受ける当事者でもある。

しかしながら、若い世代、特に子供たちの海離れが急速に進み、各地の伝統文化的な行事も含めて海に接する機会が少なくなって、海への関心が薄れてきている。また、大人の世代においても経済活動が重視される余り、相対的に資本利益率の低い海域への関心は薄れており、海水浴など人生を豊かにする文化活動への参加も低調になってきている。結果的に、現在、海洋においてどのような事象が生じ、その原因として何が想定され、それら事象は今後、自らの生活はもとより様々な生物や、更には国土、大気など地球全体にどのような影響を及ぼすのかについて、国民が知る機会も限られている。

一方で、海洋環境を保全していくためには、国民的理解と協力が不可欠であり、現在とるべき、もしくは、とり得る対応策について、メリット・デメリットを含めて国民に周知し、その実行に向けての社会的、経済的、文化的な合意を形成していく必要がある。

以上を踏まえて、次期海洋基本計画においては、次のような取組の方向(考え方)や具体策を盛り込む必要がある。

- ・ 国民が海洋と触れ合う機会を充実させるとともに、様々なマスメディアを通じた情報発信に努めることなどにより海洋に関する国民的理解を一層図って努めていく。
- ・ 海洋への理解増進、海洋教育の推進に資する海との触れ合いや新鮮な水産物を食すことができるという機会を観光資源として積極的に活用し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる地域の創出に向け、ソフト・ハードの取組を一体的に支援する。
- ・ 私たちのライフスタイルが海洋環境に様々な影響を及ぼしていることへの自覚を高め、海洋環境の改善に繋がるより良い行動を促すような環境教育等を推進していく。
- ・ 地域の NGO などローカルで頑張っている活動を継続してもらうためにも、情報発信を支援する仕組みを検討する。

なお、海洋環境への国民的理解醸成を効果的に図るという観点から、一般市民等の協力の下で海洋データを集める手法についても、引き続き関係省庁において検討していくことを求める意見があった。

4. 基本計画の策定や施策の推進にあたって

海洋環境の保全等に関する多様な政策を従前にもましてより一層効果的・効率的に実施していくためには、講ずべき施策について具体的な目標(数値目標や定性的な目標等)

を可能な限り設定し、適時・適切な施策の評価を踏まえ、施策の執行管理や見直しに反映していくことが重要である。

しかしながら、現行の海洋基本計画のうち環境分野において、具体的な数値目標を明示しているものは、平成32年度までに沿岸域及び海域の10%を適切に保全・管理するとの事項のみで、そのほか施策の達成年限を記載しているものが一部に存在するにとどまっている。また、海洋環境モニタリング等のように継続的に取り組むことが重要であり、数値目標自体を設定することが困難な分野も少なくない。

このため、講ずべき施策について、今後取り組むべき事項やスケジュール、実施体制等を具体的に示した工程表を作成し、数値目標等が設定されていない場合にあっても、施策の到達点を明確化するとともに、施策に関連する指標(関連計画における目標値等を含む)を選定し、施策の進捗状況や課題の把握、取組内容の改善等に活かしていくことが重要である。

また、工程表に基づく施策の達成状況等に関する評価の結果を参与会議に報告し、必要に応じて参与会議の意見を付した上で、適切な方法で公表する必要がある。

本PTにおいて、次のような諸点について引き続き検討していくことを求める意見があった。

- ・ 重要な概念を含むものは適宜図表を使用したり、海洋政策体系の模式図等を活用するなど、わかりやすい計画とすること
- ・ 海洋基本計画やその下での施策の執行管理において、目標の具体化や定量化を行うことが重要であり、関連する調査研究を推進すること
- ・ 本PTで参与や有識者から検討すべきとの指摘のあった多くの事項については、本PTの報告書の記録に残し、計画策定後の進捗状況の評価等の際に検討状況をレビューし新たな施策等の検討に活かしていくこと。

なお、具体的な目標の設定や工程表の扱いについては、参与会議・基本計画委員会においてさらに検討が行われることに留意する必要がある。

以上

海洋環境の維持・保全P T 構成員

1 参与会議参与

鷺尾参与 (主査) (国研)水産研究・教育機構理事 水産大学校代表

佐藤参与 東京大学大学院教授

高島参与 合同会社 TMC コンサルティング代表

元三菱商事株式会社代表取締役副社長

2 有識者

大塚 直 早稲田大学大学院法務研究科教授

岡田光正 放送大学理事・副学長

白山義久 JAMSTEC 理事

松田 治 広島大学名誉教授

山野博哉 国環研 生物・生態系環境研究センター長

吉田徳久 早稲田大学大学院教授

3 関係省庁

内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、
経済産業省

海洋環境の維持・保全P T 開催実績

- 第1回P T : 5月16日(月) 論点整理
- 第2回P T : 7月5日(火) 論点に対する関係省庁の考え方、意見交換
- 第3回P T : 8月4日(木) //
- 第4回P T : 8月31日(水) 総合討論
- 第5回P T : 9月15日(金) とりまとめ

(参考) 海洋環境の維持・保全 P T 報告書において用いられた用語等について

| 用語 | 説明 |
|--------------------|--|
| SDGs | Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。 平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定。 |
| SDG 14 | SDGsの14番目の目標で、海洋・海洋資源の保全及び持続可能な利用に焦点を当てている。 |
| 海洋酸性化 | 一般的に弱アルカリ性(pH=約8.1)である海洋に、二酸化炭素が多く溶け込むことで水素イオン濃度が高まり、海水中のpHが下がって酸性化する現象。海洋酸性化が進むと、造礁サンゴや有孔虫、貝類などの炭酸カルシウムの骨格を持つ生物が骨格を作りにくくなる。 |
| 生物多様性国家戦略2012-2020 | 生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として、政府が定める計画。わが国では、「生物多様性国家戦略2012-2020」が平成24年9月28日に閣議決定された。 |
| 気候変動の影響への適応計画 | 平成27年11月27日閣議決定。 気候変動の影響への適応に関し、関係府省庁が緊密な連携の下、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、政府として初の適応計画を策定。基本的考え方(第1部)では、目指すべき社会として、気候変動の影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安心・安全で持続可能な社会の構築することとし、[1] 政府施策への適応の組み込み、[2] 科学的知見の充実、[3] 気候リスク情報等の共有と提供を通じた理解と協力の促進、[4] 地域での適応の推進、[5] 国際協力・貢献の推進からなる5つの基本戦略が設定された。その他、分野別施策(第2部)及び基盤的・国際的施策(第3部)で構成。 |
| マイクロプラスチック | 微細なプラスチックごみ(5mm以下)のこと。マイクロプラスチック及びそれに含有/吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。 |
| IUU漁業 | Illegal Unreported and Unregulated(違法・無報告・無規制)の略称。 2001年のFAOの「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための国際行動計画」による定義の趣旨は以下のとおり。 (1)「違法な漁業」とは、沿岸国の法令や関係する地域漁業管理機関の保存管理措置等に違反して行われる漁業。 (2)「報告されていない漁業」とは、沿岸国の法令や関係する地域漁業管理機関の報告手続に違反して、関係当局等はその活動が報告されていない漁業、又は不正確な報告をしながら行われる漁業。 (3)「規制されていない漁業」とは、地域漁業管理機関の保存管理措置に違反 |

| | |
|----------|--|
| | して操業する無国籍の漁船や非加盟船の漁船等による漁業。 |
| B B N J | Marine <u>B</u> iological Diversity of Areas <u>B</u> eyond <u>N</u> ational <u>J</u> urisdiction (国家管轄権外区域の海洋生物多様性) の略称。国連海洋法条約上、国家の管轄権が及ばない海域、すなわち同条約にいう公海及び深海底の海洋生物多様性をいう。 |
| 予防的アプローチ | 被害や対策コストが非常に大きくなる問題や、長期間にわたる極めて深刻な、あるいは不可逆的な影響をもたらす可能性がある問題に対して、科学的証拠が欠如していることをもって対策を遅らせる理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら予防的な対策を講じるという考え方。(第四次環境基本計画) |
| 里海 | 1998年に柳哲雄教授が「人手が適切に加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域」と定義。 豊かな海の恵みを利用しながら生活してきている人の暮らしと強いつながりのある地域で、自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、高い生物生産性と生物多様性の保全が図られている海域概念。 |
| 順応的管理 | Adaptive Management 生物多様性基本法の基本原則(第三条)において、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても <u>生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法</u> により対応することを旨として行われなければならない。」とされている。 「自然の環境変動により当初の計画では想定しなかった事態に陥ることや、歴史的な変化、地域的な特性や事業者の判断等により環境保全・再生の社会的背景が変動することをあらかじめ管理システムに組み込み、目標を設定し、計画がその目標を達成しているかをモニタリングにより検証しながら、その結果に合わせて、多様な主体との官の合意形成に基づいて柔軟に対応していく手段」(国土交通省港湾局「順応的管理による海辺の自然再生計画」から引用) |
| M D A | <u>M</u> aritime <u>D</u> omain <u>A</u> wareness(海洋状況把握)の略称。 我が国の海洋安全保障、海上安全、自然災害対策、海洋環境保全、海洋産業振興・科学技術の発展等に資する海洋に関連する多様な情報を、取扱等に留意しつつ効果的な集約・共有を図り、海洋に関する状況を効率的に把握すること |
| C C S | <u>C</u> arbon <u>D</u> ioxide <u>C</u> apture and <u>S</u> torage(二酸化炭素回収貯留)の略称。 工場や発電所などから発生する二酸化炭素を大気放散する前に回収し、地中貯留に適した地層まで運び、長期間にわたり安定的に貯留する技術(日本C C S調査株式会社H Pから引用) |
| 海洋保護区 | 海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービス |

| | |
|------------------------|---|
| | <p>の持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域（「海洋生物多様性保全戦略」における定義）。具体的には、自然景観の保護（自然公園等）、自然環境又は生物の生息・生育場の保護（自然環境保全地域等）、水産動植物の保護培養（保護水面、指定海域等）が該当する。なお、現在設定されている海洋保護区は領海及び排他的経済水域の約8.3%に相当する約36.9万km²。</p> |
| 愛知目標 | <p>「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」において決定された目標。生物多様性に関する2011年以降の新たな世界目標である戦略計画2011-2020において、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するとして設定された20の個別目標。特に海洋に着目した目標として、水産資源の持続的な漁獲（目標6）やサンゴ礁など気候変動に脆弱な生態系への悪影響の最小化（目標10）、陸域17%、海域10%の保護地域などによる保全（目標11）などが設定されている。</p> |
| サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020 | <p>我が国のサンゴ礁生態系の保全のための2020年度までの5カ年の行動計画。「海洋基本計画」及び「生物多様性国家戦略2012-2020」のサンゴ関係の目標達成のための行動計画であり、愛知目標の達成に資するものと位置づけ。2020年度末に地域社会と結びついたサンゴ礁生態系保全の基盤を構築することを目標とし、①陸域に由来する赤土等の土砂及び栄養塩等への対策の推進、②サンゴ礁生態系における持続可能なツーリズムの推進、③地域の暮らしとサンゴ礁生態系のつながりの構築、の3課題に重点的に取り組む。</p> |
| サンゴ大規模白化現象に関する緊急宣言 | <p>平成29年4月23日、サンゴ大規模白化緊急対策会議において採択。 平成28年夏季の大規模白化現象を受け、パリ協定の目標の達成に向けた取組を一層推進することの必要や、白化現象によるサンゴ礁生態系の劣化からの回復を図るには気候変動以外の人為的圧力の低減をはじめとする適応策の実施も重要であるとの認識に立ち、緊急に推進すべき取組を特定（モニタリングの推進、優先的に保全すべき地域の特定及び対策の検討、サンゴ群集の再生の促進など）。</p> |
| 高度回遊性魚類 | <p>マグロ類のような海洋を広範囲に回遊する魚種(水産白書から引用) 国連海洋法条約においては、この資源の回遊域に当たる沿岸国と漁獲を行う国がすべて参加する国際機関によって保存管理すべきとしている。</p> |
| 地域漁業管理機関 | <p>ある一定の広がりをもつ水域（例：インド洋）の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置される国際機関。地域漁業管理機関は関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定する。カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関としてはWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）のほか、ICCAT（大西洋まぐろ類保存国際委員会）、IOTC（インド洋まぐろ類委員会）、IATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）等がある。</p> |

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>気候変動適応情報プラットフォーム</p> | <p>平成27年11月27日閣議決定された気候変動の影響への適応計画に基づき、気候リスク情報を集約し、地方公共団体や事業者、国民など各主体の適応の取組を支える情報基盤として、平成28年8月に環境省と関係府省庁が連携して構築したポータルサイト。国立環境研究所が事務局として運営し、科学的にサポート。利用者ニーズに応じた情報の提供、適応の行動を支援するツールの開発・提供、優良事例の収集・整理・提供などを行うことにより、各主体の活動基盤となるもの。</p> |
| <p>LNGバンカリング</p> | <p>船舶へのLNG（液化天然ガス）の燃料供給のこと。 国際的な規制の導入に伴い、排出ガスのクリーンなLNGを燃料とする船舶の増加が見込まれていることから、国土交通省は経済産業省と連携して我が国港湾においてLNGバンカリング拠点の整備を推進しているところ。</p> |
| <p>海洋再生エネルギー利用促進に関する今後の取扱方針</p> | <p>平成24年5月25日総合海洋政策本部決定 海洋再生可能エネルギー利用の重要性を踏まえ、海洋再生可能エネルギーを我が国のエネルギー供給源の一つとして活用するとともに、持続可能な低炭素社会の構築の観点から、政府一丸となって取組や検討を進めていくこととした。そのなかで、実用化に向けた技術開発の加速化のための施策として、「実証フィールド」の整備を掲げ、実証実験のための海域を提供する候補地を公募し、選定を行っている。</p> |
| <p>MSP</p> | <p>Marine Spatial Planning（海洋空間計画）の略称。 UNESCO-IOC(Intergovernmental Oceanographic Commission)による国際的な定義では、持続可能な利用と生物多様性を基盤として生態系保全のための適切な海洋空間の利用及び管理戦略のための道具であるという認識が提示（海洋政策研究財団第76回海洋フォーラム講演要旨から引用）</p> |
| <p>海洋状況表示システム</p> | <p>海洋情報（秘密文書に相当する機密性を要する情報を除く）の集約・共有・提供のための情報システム。 「我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組」（平成28年7月、総合海洋政策本部決定）に基づき、海洋情報を効果的に集約し、的確に共有・提供するための体制を整備するために、整備・運用される。</p> |